

民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(17)

目次

第1	法定利率	1
第2	債権譲渡（将来債権譲渡）	8
第3	約款	11
1	定型条項の定義	11
2	定型条項が契約の内容となるための要件	11
3	定型条項の内容の開示	11
4	合理的に予測し得ない事項に関する契約条項	12
5	相手方に過大な不利益を与える契約条項の効力	12
6	定型条項の変更	12
第4	贈与者の責任等	18
第5	雇用	20
1	期間の定めのある雇用の解除（民法第626条関係）	20
2	期間の定めのない雇用の解約の申入れ（民法第627条関係）	21

第1 法定利率

1 変動制による法定利率

民法第404条の規律を次のように改めるものとするのが考えられるが、どうか。

- (1) 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、当該利息が生じた最初の時点における法定利率による。
- (2) 法定利率は、3%とする。
- (3) (2)にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年ごとに、3年を一期として(4)の規定により変更される。
- (4) 各期の法定利率は、この(4)により法定利率に変更があった期のうち直近のもの（当該変更がない場合にあっては、改正法の施行時の期。以下この(4)において「直近変更期」という。）の基準割合と当期の基準割合との差に相当する割合（当該割合に1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変更期の法定利率に加算し、又は減算した割合とする。
- (5) (4)の基準割合とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の〔6年前の年の5月から前年の4月まで〕の各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示する割合をいう。

2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則

民法第419条第1項の規律を次のように改めるものとする。

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、当該債務につき債務者が遅滞の責任を負った時の法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、その約定利率による。

3 中間利息控除

中間利息控除について、次のような規律を設けるものとするのが考えられるが、どうか。

将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、損害賠償の請求権が生じた時の法定利率によってこれをしなければならない。

○中間試案第8、4「法定利率」

(1) 変動制による法定利率

民法第404条が定める法定利率を次のように改めるものとする。

ア 法改正時の法定利率は年〔3パーセント〕とするものとする。

イ 上記アの利率は、下記ウで細目を定めるところに従い、年1回に限り、基準貸付利率（日本銀行法第33条第1項第2号の貸付に係る基準となるべき貸付利率をいう。以下同じ。）の変動に応じて〔0.5パーセント〕の刻みで、改定されるもの

とする。

ウ 上記アの利率の改定方法の細目は、例えば、次のとおりとするものとする。

(ア) 改定の有無が定まる日（基準日）は、1年のうち一定の日に固定して定めるものとする。

(イ) 法定利率の改定は、基準日における基準貸付利率について、従前の法定利率が定まった日（旧基準日）の基準貸付利率と比べて〔0.5パーセント〕以上の差が生じている場合に、行われるものとする。

(ロ) 改定後の新たな法定利率は、基準日における基準貸付利率に所要の調整値を加えた後、これに〔0.5パーセント〕刻みの数値とするための所要の修正を行うことによつて定めるものとする。

(注1) 上記イの規律を設けない（固定制を維持する）という考え方がある。

(注2) 民法の法定利率につき変動制を導入する場合における商事法定利率（商法第514条）の在り方について、その廃止も含めた見直しの検討をする必要がある。

(2) 法定利率の適用の基準時等

ア 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、利息を支払う義務が生じた最初の時点の法定利率によるものとする。

イ 金銭の給付を内容とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、当該債務につき債務者が遅滞の責任を負った最初の時点の法定利率によるものとする。

ウ 債権の存続中に法定利率の改定があった場合に、改定があった時以降の当該債権に適用される利率は、改定後の法定利率とするものとする。

(3) 中間利息控除

損害賠償額の算定に当たって中間利息控除を行う場合には、それに用いる割合は、年〔5パーセント〕とするものとする。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。また、中間利息控除の割合についても前記(1)の変動制の法定利率を適用する旨の規定を設けるという考え方がある。

【第3ステージ：第83回会議（部会資料74B）

第87回会議（部会資料77B）

第90回会議（ヒアリング）で審議】

(説明)

1 変動制の基本的な仕組み

法定利率の変動制の基本的な仕組みは、以下のとおりである。

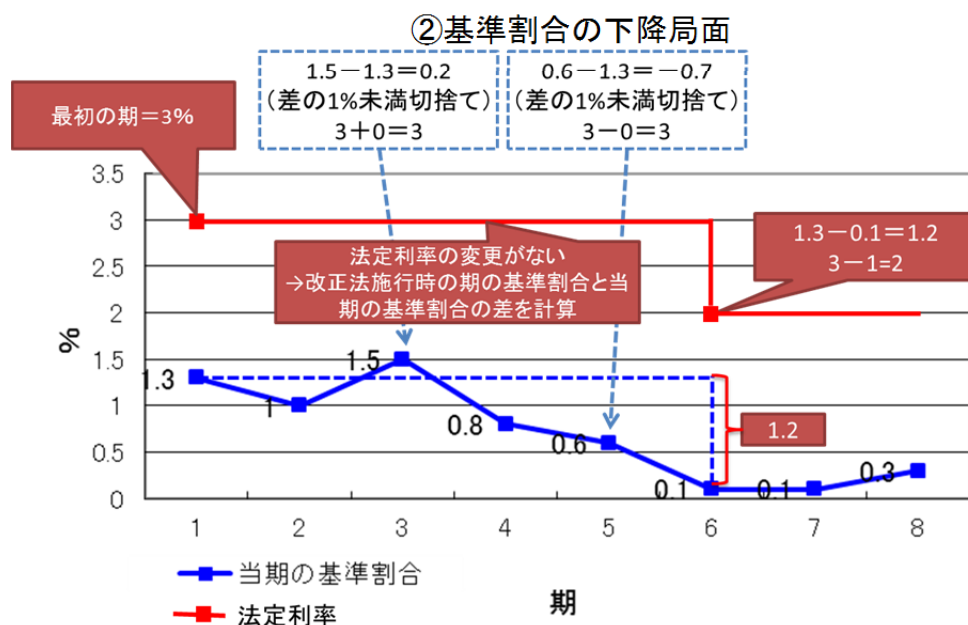
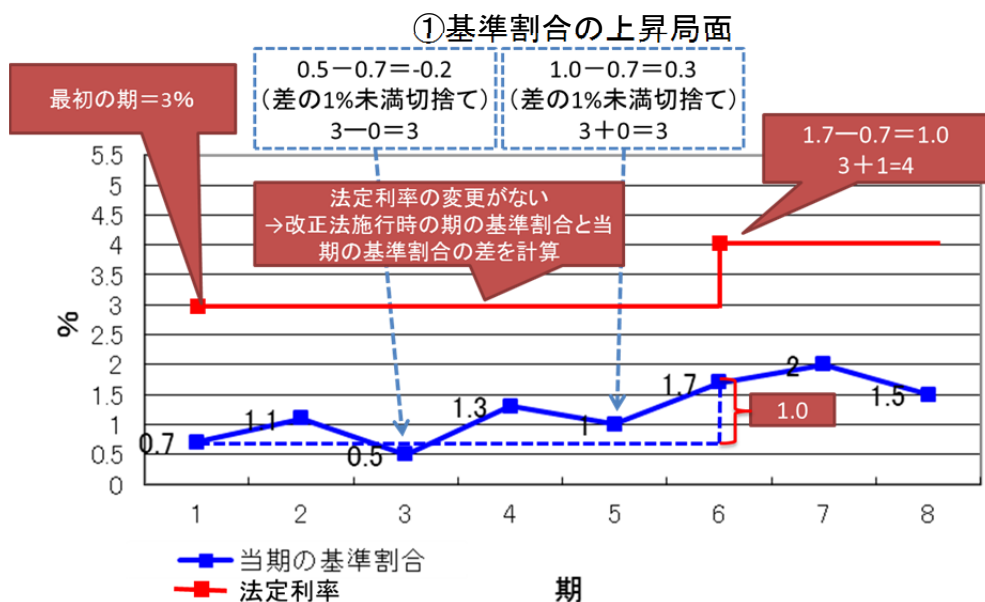
まず、法改正時点における市中の金利水準というべき値を当初の法定利率として定める（本文1(2)、下記説明の6参照）。その上で、市中の金利の変動を適切に反映する指標（以下「基準割合」という。）を選び（本文1(5)）、その増減を従前の法定利率に反映する（本文1(4)）こととする。図1では、架空の数値を用いて、本文1で想定している仕組みのイメージを示した。

基準割合の算定には、国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の一定期間における平均値を用いることとする。銀行は、国民一般から預金を受け入れるとともに、間接金融の中心的役割を果たしており、銀行が行う貸付けの利率の変動が、市中における金

利の一般的な動向を表す指標として適切であると考えられるからである（詳細な説明については部会資料74B第1(1)説明の2参照）。

また、法定利率の値については、実務上の取扱いを容易にする観点から、整数の値となるよう1%未満の端数は切り捨てることとしている（本文1(4)）。

図1：素案で想定している仕組み（イメージ）



2 第90回会議における議論の状況

第90回会議（ヒアリング）においては、特に中間利息控除について、適用される法定利率が変動制となった場合には、法定利率の数値の違いによって損害賠償額に差が生じ得ることについてどのように考えるかという問題提起がされた。

これに対しては、中間利息控除に用いる利率についても市中の金利との乖離が過度に広がることには合理性に乏しいため、一定の変動を伴うものとせざるを得ないことから、

上記の問題は、法定利率の変動の頻度を抑制的なものとすることによって緩和することが可能ではないかという指摘があった。また、仮にこの問題を解決するために中間利息控除に用いる利率を固定制とするのでは、同一の被害について損害賠償の遅延損害金と中間利息控除の利率とに大きな乖離が生じ得ることになり、公平感を欠くという指摘があった。

3 法定利率の変動の頻度について

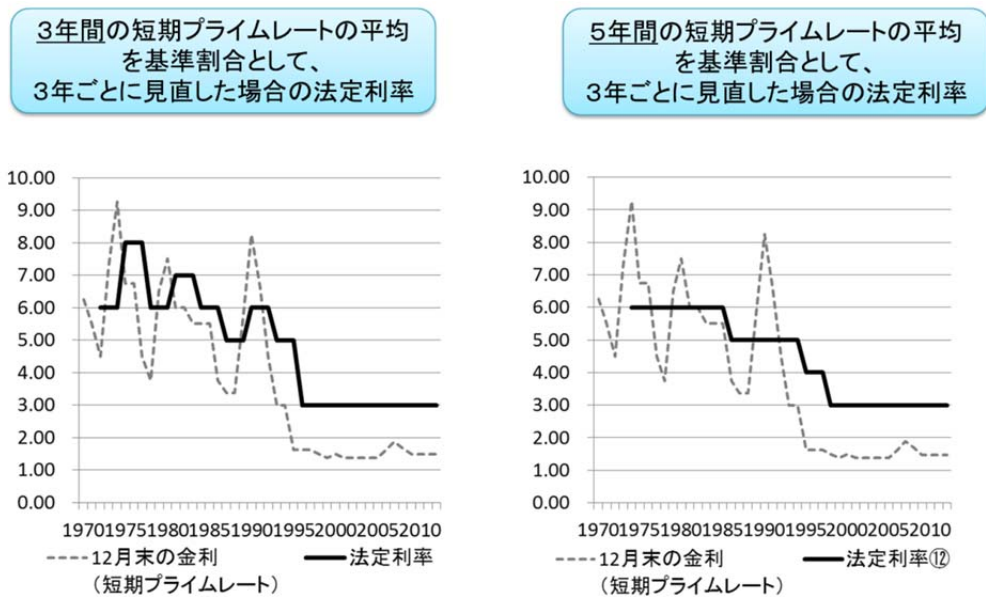
第90回会議における以上のような議論を踏まえ、法定利率の変動の頻度について再度検討をする。変動の頻度は、「基準割合」を算定するに当たりある一時点における金利を参照するか一定期間の金利の平均値を参照するか、法定利率の見直しをする間隔をどの程度とするか、「基準割合」にどの程度の変動があった場合にその変動を法定利率に反映させることとするか等に影響される。

(1) 基準割合の算定に当たり金利を参照する期間（本文1(5)）

法定利率の変動制を採用する場合であっても、多数の債権を管理するに当たっての事務処理の負担を極力軽減すべきであるとの指摘がある。さらに、本文3のように中間利息控除における損害額算定にも利用されることから、特殊な経済的事情の発生や短期的な金利動向によって突発的に変動を生ずることのないように配慮する必要がある。そこで、法定利率を一定の指標に連動させるとしても、ある程度緩やかに変動が生ずることとする必要がある。

基準割合について、ある一時点における金利を参照こととすると、その時点の特殊事情に左右される傾向が極めて強いことから、一定期間の金利の平均値を参照する方が適切であると考えられる。これを前提として、過去40年程度の我が国の市中金利の統計を基に検討してみると、例えば、その36か月の平均を計算して基準割合を定めるとすると、1974年前後と1980年前後の第1次・第2次石油危機とそれに伴う急激なインフレーションや、1990年前後をピークとするバブル景気といった一時的な政治的・経済的な出来事に強く影響される上、それが現実の金利の動向よりも遅れて反映される結果、市中金利は既に下降局面になっているのに、法定利率は上昇することにもなりかねず、妥当でない。これに対して、60か月の平均を利用したシミュレーションの結果によれば、これらの短期的な政治的・経済的な出来事の影響を捨象しつつ、金利変動の大まかな傾向を反映させることができるように思われる(図2参照)。そこで、変動の頻度を抑制しつつ金利の動向を適切に反映させる観点から、基準割合は貸出約定平均金利の60か月の平均を計算して定めることとするのが適当である。この60か月を具体的にいつからいつまでとするかについては、実務への影響等を踏まえて定める必要があるが、本文1(5)では、仮の案として、6年前の年の5月から前年の4月までとすることをブラケットに示している。なお、法務大臣による告示の時期といった技術的・細目的事項については、法務省令に委任することとする。

図2：基準割合の計算方法の比較



※ 短期プライムレート(1993年以前は貸出約定平均金利が存在しないため、これが市場金利を指すものと仮定する。)を元に基準割合を計算し、最初の法定利率を6%とした上で1%以上変動した場合に1%単位で変動した場合の変動回数等

(2) 法定利率を見直す頻度 (本文 1 (3))

市中の金利は、様々な政治的・経済的要因を織り込みながら日々変動しているが、法定利率においては、制度の安定性や簡明性等も重視する必要がある。

そこで、法定利率の見直しの間隔について、どの程度の期間が経過したら法定利率に市中の金利の変動の状況を反映させることとするかが問題となる。この点についてのシミュレーションの結果によれば、法定利率の見直しの間隔をあまりにも長くすると、表1のとおり、直近の市中金利との大きな乖離が生ずる可能性が高くなる。この想定によれば、見直しの間隔を5年とすることは、大きな乖離が生ずる可能性が高いため、妥当でない。

表1：1970年以降の数値を元にシミュレーションした場合の市場金利との乖離の比較

比較対象	3年平均	3年平均	3年平均	5年平均	5年平均	5年平均
見直しの頻度	毎年	3年毎	5年毎	毎年	3年毎	5年毎
改定回数	12回	9回	3回	4回	3回	2回
市場金利との乖離 3%以上の回数	1回	3回	6回	2回	2回	6回

※ 短期プライムレート(1993年以前は貸出約定平均金利が存在しないため、これを市場金利に代用)を元に基準割合を計算し、1970年当時の法定利率を6%とした上で、1%以上変動した場合に1%単位で変動した場合の変動回数等

例えば、損害保険料率算出機構は、自動車保険や傷害保険について参考純率(損害保

險会社が自社の保険商品に係る保険料を計算する際に基とする数値)を交通事故に関する統計や物価に関する統計等を参考にして算出している。この算出は、毎年行われているが、参考純率の改定自体は近時では2～3年に一度の頻度で行われている。このほか、経済実態等を反映して一定期間ごとに見直しを行う制度の例として、固定資産税の評価換えの制度があるが、課税事務の簡素化や徴税コストを最小に抑える必要から、土地と家屋については原則として3年ごとに評価額を見直すこととされている。

以上のような諸事情を踏まえて、本文1(3)では、法定利率の見直しの頻度を3年に一度とすることとしている。

なお、この3年を一期とする仕組みが具体的にいつの時点から開始するか(1月1日か、4月1日かなど)については、技術的・細目的事項であることから、法務省令に委任することとする。

4 中間利息控除に用いる利率について(本文3)

中間利息控除については、判例が民法所定の法定利率を用いるべきであるとした(最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁)ことを受け、現在は法定利率を用いる実務が安定的に運用されている。法定利率を変動制に改めた場合には、中間利息控除に用いる割合として、変動する法定利率を用いるのか、用いるとした場合にどの時点の法定利率によるのかといった問題が生ずる。

上記判例は、民法第404条の法定利率を中間利息控除に用いるべき根拠として、次のような点を指摘している。すなわち、①法定利率が我が国の一般的な貸付金利を踏まえて定められたものであること、②将来の請求権を現在価値に換算するに当たって法的安定及び統一的処理が必要とされていること(民事執行法第88条第2項・破産法第99条第1項第2号等)、③被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算する場合にも法的安定及び統一的処理が要請されることなどである。法定利率を変動制に改めることは、上記判例におけるこれらの指摘と抵触するものではないと考えられるので、中間利息控除は法定利率によるべきであるという上記判例の考え方は、引き続き維持することが可能であると考えられる。

そこで、素案3は、将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、将来その利益を取得すべき時までの利息相当額を損害賠償の額から控除するとき、すなわち、損害額の算定において中間利息控除をするときには、損害賠償請求権が発生した時点の法定利率によることとしている(その基準時に関しては、説明欄の後記5参照)。なお、将来の積極損害の損害賠償額の算定において中間利息控除を行う場合にも、同様の規律によることが前提である。

5 法定利率の基準時について

法定利率を変動制とする場合には、ある債権についてどの時点の法定利率を適用するか基準時についての考え方を整理する必要がある。

そして、その際には、基準時がいつであるかを巡って深刻な紛争を生ずることは望ましくないため、客観的で明快な基準とすることが望ましい。

また、債権者において利息の高い時を恣意的に選択することができることは不合理な結果を招くことから、そのような選択が困難な基準によることが望ましいと考えられる。

(1) 本文1(1)について

本文1(1)では、利息を生ずべき債権（元本債権）についての法定利率の適用の基準時は、利息が生じた最初の時点とし、仮にその後に法定利率が変動したとしても適用される法定利率は変わらないこととしている。元本債権の存続中にこれに適用される法定利率が変わるとすると、事務的な負担が大きいとの指摘があったことを踏まえたものである。これによれば、一つの元本債権について生ずる利息の利率は、その元本債権に係る利息が最初に具体的に生じた一時点の法定利率に定まることになる。

なお、実務上、特約のない限り、利息は日々発生すると理解されている（発生した利息の弁済期の定めは別途置かれることが一般的で、通常は、元本の弁済期が利息の弁済期とされることが多いとされている。）。そのため、単に「利息が生じた時点」の法定利率としてしまうと、日々の利息の発生を指すと理解されてしまい、その結果、法定利率が変動すると一つの元本債権に適用される利率も変わるとの解釈を招くおそれがある。そこで、そのような解釈を防ぐため、「最初に」という文言を付している。

(2) 本文2及び3について

金銭債務の不履行についての損害賠償（遅延損害金）の額については、金銭債務の遅滞の時（民法第412条参照）の法定利率によることとする（本文2）。他方、中間利息控除に用いる利率については、損害賠償請求権が生じた時の法定利率によることとしている（本文3）。

ア 不法行為についての損害賠償請求権については、一般に、不法行為時に発生し、直ちに遅滞に陥ると考えられている。そのため、不法行為については、損害賠償額の算定と中間利息控除との両方について不法行為時の法定利率が適用されることになる。

なお、いわゆる後遺症による逸失利益を算定する場合には、その症状が固定した時点で労働能力喪失期間や喪失率が確定し、損害額の算定が可能になるが、その場合にも、障害の原因となった不法行為時が利率の基準時となる。仮に、このような場合に症状固定時が基準時となるものとする、と、症状固定時がいつであったかを巡って深刻な紛争を生じることから、一律に不法行為時とするのが適切であると考えられるからである。

イ 安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任については、事故発生時に損害賠償請求権が生じているといえ、安全配慮義務違反に係る損害賠償額の中間利息控除に用いる法定利率は事故発生時のものとなる。

もっとも、安全配慮義務違反を含む債務不履行責任に基づく損害賠償請求権は、期限の定めのない債務と解されているから、債権者が履行の請求をした時から遅滞となる（民法第412条第3項）ため、損害賠償額の算定に用いる法定利率は請求時のものとなる。

なお、期限の定めのない債務については、債権者がどの時点で請求し遅滞に陥らせるかを操作することで損害賠償額の算定に用いる利率の基準時を選ぶことができ、機会主義的行動を招くのではないかという指摘がある。しかし、このような場合には、債権者は請求を遅らせればその期間は遅延損害金を取得することができず、こ

のことに損害賠償額の算定に用いる利率とは裏腹な関係にあることから、機会主義的行動がそれほど頻繁に行われるとはいえないものであり、大きな弊害はないと考えられる。

6 法改正時の利率について

本文1(2)では、法改正時の法定利率は年3パーセントとすることとしている。

国内銀行の貸出約定平均金利は現在のところ年1パーセント弱程度に止まっているが、これは貸出残高に応じた加重平均値であることから、比較的 low金利で貸出額の大きい企業等の大口顧客の融資に大きく影響されている可能性がある。

他方、個人が取引主体となっている金融取引を見ると、住宅ローンが年2パーセント強、無担保のマイカーローンや教育ローンはいずれも年3%程度となっている。貸金業者による個人向け貸出金利は年12.8パーセントとなっているが、これは金融取引全体の残高でみればそれほど大きな割合を占めるものではないことをも考慮する必要がある。これらの参考となる利率の分布状況を踏まえつつ、現行の法定利率からの円滑な移行という観点を含めた諸般の事情を総合勘案し、改正法施行時の法定利率は年3パーセントとすることとしている。

なお、法案作成時から改正法の施行時までの間に大きく金利水準が変動した場合に備え、所用の経過規定を設けることが考えられる。

第2 債権譲渡（将来債権譲渡）

将来債権譲渡の効力の限界に関する規定を設けることの当否について、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

【甲案】

次のような規律を設けるものとする。

- (1) 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。譲渡人又は債務者から当該債権に係る契約上の地位が第三者に移転した後に発生した債権についても、同様とする。
- (2) 不動産の賃料債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に賃料債権が現に発生していないときは、譲受人は、(1)後段の規定にかかわらず、譲渡人から賃貸借契約上の地位が第三者に移転した後に発生した賃料債権を取得することができない。

【乙案】

次のような規律を設けるものとする。

債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。譲渡人又は債務者から当該債権に係る契約上の地位が第三者に移転した後に発生した債権についても、同様とする。

○中間試案第18、4「将来債権譲渡」

(1) 将来発生する債権（以下「将来債権」という。）は、譲り渡すことができるものとする。将来債権の譲受人は、発生した債権を当然に取得するものとする。

(2)・(3)（略）

(4) 将来債権の譲受人は、上記(1)第2文にかかわらず、譲渡人以外の第三者が当事者となった契約上の地位に基づき発生した債権を取得することができないものとする。ただし、譲渡人から第三者がその契約上の地位を承継した場合には、譲受人は、その地位に基づいて発生した債権を取得することができるものとする。

(注1)（略）

(注2) 上記(4)に付け加えて、将来発生する不動産の賃料債権の譲受人は、譲渡人から第三者が譲り受けた契約上の地位に基づき発生した債権であっても、当該債権を取得することができない旨の規定を設けるという考え方がある。

【第3ステージ：第84回会議（部会資料74A）で審議】

（説明）

1 問題の所在

将来債権譲渡の効力については、公序良俗の観点からの限界の他、譲渡人の地位の変動に伴う限界があるという見解がある。これは、将来債権譲渡の効力は、譲渡人の処分権の範囲内でのみ及ぶものであるところ、将来債権の譲渡後に、譲渡人以外の者と債務者との間で締結された契約により発生した債権については、譲渡人の処分権が及ばないという意味で、将来債権譲渡の効力に限界があるというものである。これは、将来債権譲渡の基礎となる処分権は、債権を発生させる契約上の地位に基づくものであると理解した上で、譲渡人以外の第三者の下で発生する債権については、譲渡人には処分権がないから、譲渡人による譲渡の効力が原則として及ばないが、当該第三者が譲渡人の契約上の地位を承継した者である場合には、当該契約から生じた債権は譲渡人によって既に処分されており、当該第三者はそれを前提とした契約上の地位を承継することになるため、当該譲渡の効力が及ぶというものである。パブリック・コメントの手の結果を見ても、この考え方自体については、それほど異論がないものと考えられる。

もっとも、将来発生する不動産の賃料債権が譲渡された場合については、特別の規律を設けるべきであるという意見が有力に主張されている。上記の考え方によれば、将来発生すべき賃料債権が譲渡された不動産を譲り受けた者が、賃料債権を取得することができないという事態が生ずるが、これによって不動産の円滑な流通が害されるというものである。これは、不動産の取引においては、不動産登記という公示制度が整備されているにもかかわらず、将来発生する賃料債権の譲渡についての公示が不十分であるため、収益を取得できない不動産であることを知らずに取引が行われるおそれがあることに起因する問題である。また、不動産の場合には、法定果実である賃料債権を、不動産の所有権から分離して長期間にわたって譲渡することの可否という物権法上の理論的な問題も指摘されており、このような問題意識から、将来発生する不動産賃料債権の譲渡の効力については、不動産の所有権の移転に対抗することができないとすべきであるという考え方が有力に主張されてきた。この考え方については、支持する意見も有力である一

方で、例外となる規定を設ける合理性に欠けるという批判も少なくない。

2 検討

上記のような議論の状況を踏まえ、部会資料74Aでは、不動産の賃料債権の譲渡に関する特則を設けることの要否についての合意形成が困難であると考えられたため、規定を設けることを見送ることが提案されていた。しかし、これに対して、不動産の賃料債権の譲渡に関する例外規定を設けることについては合理的な説明がされており、規定を設ける方向で検討すべきであるとの意見があった。このような議論の経緯を踏まえ、再度、合意形成が可能かどうかを諮るものである。

甲案は、上記の意見等を踏まえ、①原則としては、第三者と債務者との間の契約に基づき発生した債権については、将来債権譲渡の効力が及ばないが、第三者が譲渡人から契約上の地位の移転を受けた場合には、その契約から生ずる債権については将来債権譲渡の効力が及ぶとした上で（甲案(1)）、②不動産の賃料債権については、契約上の地位が移転した場合であっても、第三者の下で生じた債権には将来債権譲渡の効力が及ばないとするものである（甲案(2)）。

これに対して、乙案は、甲案(2)のような不動産の賃料債権の譲渡に関する例外規定を設けないという考え方である。

検討に当たっては、まず、不動産の賃料債権についての例外規定を設ける正当化根拠をどのように考えるかという点が問題になる。この点については、様々な考え方が示されているところであるが、不動産の円滑な流通を保護するという点に求めざるを得ないと考えられる。不動産の賃貸借契約については、不動産が譲渡された場合であっても、その存続が政策的に特に保護されており、賃貸人たる地位は当然に移転するが、登記等を備えた賃借人は民法又は借地借家法の規定によりその地位を譲受人に対抗することができる。また、不動産の賃貸借契約は、賃借人保護が図られていることもあって長期間継続することが予定されている点でも、他の契約との違いがある。他方で、賃貸目的物は一般にその収益性を見越して高額で取引されることが多い。そのため、不動産の賃貸借契約に基づく賃料債権が譲渡された場合に将来債権譲渡に関する原則的なルールがそのまま適用されると、不動産の譲受人が受ける不利益の程度は他の債権譲渡の場合に比して典型的に大きいので、特に賃料債権譲渡の効力を制限する必要があるといえる。すなわち、この規定には、不動産取引のリスクや不動産取引に要する調査コストを小さくすることができるという意義があると指摘されている。

他方で、甲案(2)の規律を設けることについては、以下のような問題を指摘することができる。第一に、このようなルールを設けなければならない実際上の必要性があるかという点である。最判平成10年3月24日民集52巻2号399頁が、将来発生する不動産賃料債権が差し押さえられた後に、当該不動産が譲渡され、賃貸人たる地位が移転した場合であっても、差し押えの効力が不動産の譲受人の下で発生する賃料債権に及ぶとしたように、現在は、将来発生する不動産の賃料債権が譲渡された場合には、その後不動産が他の第三者に譲渡されると、譲渡人から移転した契約上の地位に基づき発生する債権に将来債権譲渡の効力が及ぶという見解が有力である。また、賃料債権の前払いについても、賃料債権の譲受人に対抗することができるという見解が示されている（最判昭和38

年1月18日民集17巻1号12頁)。しかし、このような状況の下でも、不動産を譲り受けた際に、将来発生する賃料債権が先に処分されているリスクがあることを理由として実際に不動産の流通に支障が生じているという意見は、パブリック・コメント等でも具体的には指摘されていないように思われるので、不動産の賃料債権の譲渡に関する例外規定を設ける必要性には疑問もあり得る。第二に、上記のとおり、不動産の処分に先立つ賃料債権の処分としては、賃料債権の譲渡以外にも賃料債権の差押えや前払いなどがあることから、賃料債権の譲渡についてのみ規定を設けることが適切かという点である。これまでに不動産の処分に先立つ賃料債権の処分の効力が判例において現実に問題となったのは、賃料債権の差押えや前払いであり、賃料債権の譲渡の効力についてのみ特別の規定を設けることは、実態を考慮すると、バランスを欠くようにも思われる。不動産の流通促進という観点から賃料債権の処分を制限する規律を設ける必要性があるのであれば、前払いや差押えも対象とする規律を設けるほうが適切であり、その場合には、今般の改正で対応することの当否自体が問題となる。

以上を踏まえ、どのように考えるか。

第3 約款

定型条項について次のような規律を設けるものとすることが考えられるが、どうか。

1 定型条項の定義

定型条項とは、契約の内容が画一的である取引において、当事者の一方により準備された契約条項の総体であって、相手方がその変更を求めずに契約を締結することが取引上の社会通念に照らして合理的であるものをいう。ただし、当事者が異なる内容の合意をした契約条項を除く。

2 定型条項が契約の内容となるための要件

定型条項は、契約の当事者が特定の定型条項によることを合意した場合のほか、次に掲げる場合において当該定型条項に係る契約が締結されたときは、契約の内容となる。

- (1) 定型条項を準備した者（以下「条項準備者」という。）が、契約の締結前に、特定の定型条項によることを相手方に表示したとき。
- (2) (1)の表示をすることが契約締結の態様に照らして困難である場合において、その契約と同種の契約において定型条項によるのが通常であるとき。ただし、条項準備者が特定の定型条項によることを公表しているときに限る。

3 定型条項の内容の開示

- (1) 定型条項により契約を締結し、又は締結しようとする条項準備者は、契約の締結前又は契約の締結後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法で当該定型条項の内容を示さなければならない。ただし、相手方に対して定型条項を書面又は電磁的記録により提供した場合は、この限りでない。
- (2) 条項準備者が、契約の締結前において、(1)の請求に対して相手方が定型条

項の内容を認識することを妨げる目的で不正にこれに応じなかったときは、2の規定は、適用しない。

4 合理的に予測し得ない事項に関する契約条項

定型条項の契約条項については、それが契約の主たる給付の内容、同種の他の契約の内容その他の事情及び取引上の社会通念に照らしてその契約の内容となることを合理的に予測し得ないと認められる事項に関するものであって、相手方に新たに義務を課すものであるときは、2を適用しない。ただし、相手方が、当該事項に関する契約条項があることを知り、又は容易に知り得たときは、この限りでない。

5 相手方に過大な不利益を与える契約条項の効力

定型条項の契約条項は、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害するものであるときは、無効とする。この場合において、無効か否かについて判断するに当たっては、当該契約の内容の全部（定型条項以外の部分を含む。）、契約の締結の態様その他一切の事情を考慮する。

6 定型条項の変更

(1) 条項準備者は、次のいずれかに該当するときは、定型条項の変更をすることにより、個別に相手方と合意をすることなく、契約内容を変更することができる。ただし、定型条項において、条項準備者が定型条項の変更をすることにより、個別に相手方と合意をすることなく、契約内容を変更することができる旨が定められているときに限る。

ア 定型条項の変更が、相手方の利益に適合するとき。

イ 定型条項の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型条項に変更に関する定めがある場合にはその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(2) (1)の規定に基づく定型条項の変更は、条項準備者が定型条項を変更する旨及び変更後の定型条項の内容を相当な方法により周知しなければ、その効力を生じない。この場合において、条項準備者が変更の効力の発生時期を定めたときは、その時期が到来しなければ、変更の効力を生じない。

○中間試案 第30「約款」

1 約款の定義

約款とは、多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するものをいうものとする。

(注) 約款に関する規律を設けないという考え方がある。

2 約款の組入要件の内容

契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意し、かつ、その約款を準備した者（以下「約款使用者」という。）によって、契約締結時までに、相手方が合理的な行動

を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款は、その契約の内容となるものとする。

(注) 約款使用者が相手方に対して、契約締結時までに約款を明示的に提示することを原則的な要件として定めた上で、開示が困難な場合に例外を設けるとする考え方がある。

3 不意打ち条項

約款に含まれている契約条項であって、他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは、前記2によっては契約の内容とはならないものとする。

4 約款の変更

約款の変更に関して次のような規律を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

(1) 約款が前記2によって契約内容となっている場合において、次のいずれにも該当するときは、約款使用者は、当該約款を変更することにより、相手方の同意を得ることなく契約内容の変更をすることができるものとする。

ア 当該約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性があること。

イ 当該約款を使用した契約が現に多数あり、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であること。

ウ 上記アの必要性に照らして、当該約款の変更の内容が合理的であり、かつ、変更の範囲及び程度が相当なものであること。

エ 当該約款の変更の内容が相手方に不利益なものである場合にあっては、その不利益の程度に応じて適切な措置が講じられていること。

(2) 上記(1)の約款の変更は、約款使用者が、当該約款を使用した契約の相手方に、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容を合理的な方法により周知することにより、効力を生ずるものとする。

5 不当条項規制

前記2によって契約の内容となった契約条項は、当該条項が存在しない場合に比し、約款使用者の相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、その制限又は加重の内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮して相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とするものとする。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。

【第3ステージ：第85回会議（部会資料75B）
第87回会議（部会資料77B）
第89回会議（部会資料78B）で審議】

○部会資料75B 第3「約款」

1 定型条項（仮称）による契約

(1) 定型条項とは、約款その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が契約

の内容を画一的に定めるのが合理的であると認められる取引において、その契約の内容とするために準備された契約条項の集合（当事者が異なる内容の合意をした契約条項を除く。）をいう。

(2) 定型条項は、契約の当事者が特定の定型条項によることを合意した場合のほか、次に掲げる場合において相手方が異議を述べないで契約を締結したときは、契約の内容となる。

ア 定型条項を準備した者（以下「条項準備者」という。）が、契約の締結前に、当該定型条項によることを相手方に表示した場合

イ 上記アによることが契約締結の態様に照らして期待することができない場合において、その契約と同種の契約において定型条項によるのが通常であるとき。

ただし、条項準備者が特定の定型条項を用いることを公表しているときに限る。

2 定型条項の内容の表示

定型条項により契約を締結し、又は締結しようとする条項準備者は、契約の締結前又は契約の締結後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法で当該定型条項の内容を示さなければならない。ただし、相手方に対して定型条項を書面又は電磁的方法により提供した場合は、この限りでない。

3 合理的に予測し得ない事項に関する契約条項

定型条項の契約条項については、それが契約の主たる給付の内容、同種の他の契約の内容その他の事情及び取引通念に照らしてその契約の内容となることを合理的に予測し得ないと認められる事項に関するものであって、相手方に不利益を与えるものであるときは、前記1（2）を適用しない。ただし、相手方が、当該事項に関する契約条項があることを知り、又は容易に知り得たときは、この限りでない。

4 相手方に過大な不利益を与える契約条項の効力

定型条項の契約条項は、当該契約条項が相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とする。この場合において、無効かどうかを判断するに当たっては、当該契約の内容の全部（定型条項以外の部分を含む。）、契約の締結の態様その他一切の事情を考慮するものとする。

5 定型条項の変更

(1) 条項準備者は、次に掲げるときは、定型条項の変更をすることにより、個別の相手方と合意をすることなく、契約内容を変更することができる。ただし、当該定型条項を契約の内容とした相手方が多数であり（複数の定型条項について同一の変更を行う場合にあつては、それらの定型条項に係る相手方が多数である場合を含む。）、又は不特定である場合において、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であるときに限る。

ア 定型条項の変更が、相手方の利益に適合することが明らかであるとき。

イ 定型条項の変更が、契約をした目的に反しないことが明らかであり、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- (2) 条項準備者は、定型条項において、予想される変更の内容の概要が定められているときは、当該契約条項に従って定型条項を変更することができる。ただし、変更後の内容が取引通念に照らして相当である場合に限る。
- (3) 上記(1)(2)に基づく定型条項の変更は、条項準備者が定型条項を変更する旨及び変更後の定型条項の内容を相当な方法により周知しなければ、その効力を生じない。この場合において、条項準備者が変更の効力の発生時期を定めたときは、その時期が到来しなければ、変更の効力を生じない。
- (4) 上記(1)から(3)までは、定型条項の変更によっては契約内容は変更されない旨の合意がある場合には、適用しない。

○部会資料 7 7 B 第 3 「約款」

1 合理的に予測し得ない事項に関する契約条項

定型条項の契約条項については、それが契約の主たる給付の内容、同種の他の契約の内容その他の事情及び取引通念に照らしてその契約の内容となることを合理的に予測し得ないと認められる事項に関するものであって、相手方に義務を課すものであるときは、部会資料 7 5 B 第 3、1 (2) (注：定型条項のいわゆる組入れの規律) を適用しない。ただし、相手方が、当該事項に関する契約条項があることを知り、又は容易に知り得たときは、この限りでない。

2 定型条項の変更

- (1) 条項準備者は、次に掲げるときは、定型条項の変更をすることにより、個別の相手方と合意をすることなく、契約内容を変更することができる。ただし、当該定型条項を契約の内容とした相手方が多数であり(複数の定型条項について同一の変更を行う場合にあつては、それらの定型条項に係る相手方が多数である場合を含む。)、又は不特定である場合において、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であるときに限る。
 - ア 定型条項の変更が、相手方の利益に適合するとき。
 - イ 定型条項の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型条項に変更に関する定めがある場合にはその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (2) 定型条項において、条項準備者が定型条項の変更をすることにより、個別の相手方と合意をすることなく、契約内容を変更することができる旨が定められている場合には、上記(1)ただし書は、適用しない。
- (3) 上記(1)本文に基づく定型条項の変更は、条項準備者が定型条項を変更する旨及び変更後の定型条項の内容を相当な方法により周知しなければ、その効力を生じない。この場合において、条項準備者が変更の効力の発生時期を定めたときは、その時期が到来しなければ、変更の効力を生じない。
- (4) 定型条項において、上記(1)本文に基づく定型条項の変更をしない旨の定めがある場合には、上記(1)から(3)までは、適用しない。

○部会資料78B 第4約款（定型条項の定義）

定型条項とは、契約の内容が画一的であることが通常である取引において、当事者の一方により準備された契約条項の総体であって、相手方がその変更を求めずに契約を締結することが取引通念に照らして合理的であるものをいう。ただし、当事者が異なる内容の合意をした契約条項を除く。

（説明）

1 定型条項の定義についての変更点

(1) 部会資料78B第4では、定型条項の定義について、「契約の内容が画一的であることが通常である」という要件を盛り込む案を提示していた。しかし、改めて検討してみると、「契約の内容が画一的であること」という部分は定型条項が用いられる取引の外形的な特徴を表現する役割を有するに過ぎないことから、あえて「通常である」という評価的文言を用いる必要はないと考えられる。そこで、本文1では、この文言を削除している。

(2) 定型条項の定義に当てはまる場合であっても、例外的に、定型条項の一部について別段の合意が成立することがあり得る。このような場合には、当該一部については、結果的に画一的な内容とはなっていないため、定型条項として扱われないこととする必要がある。そこで、本文1では、ただし書を設けて、このような「異なる合意」がされた個別の契約条項を除くこととしている。

第89回会議では、これに加えて、「異なる合意」に限らず、結果的に条項準備者が提示した内容と同じ内容の合意をした場合であっても、定型条項に含まれる契約条項について明確な個別の合意があったと評価することができるときは、定型条項の規律の対象から除くべきであるとの意見があった。しかし、相手方にどの程度の認識や行為があれば個別の契約条項について合意があるといえるかという判断は必ずしも容易でないし、相手方の個別の認識を条項準備者が把握することも実際には困難であることも少なくない。加えて、契約内容が同一であるにもかかわらず、特定の相手方についてのみ他と異なる扱いをすることは条項準備者にとって煩雑であり、定型条項を用いた取引の円滑性等を著しく阻害するという指摘もある。そこで、本文1のただし書においては、「異なる合意」がされた個別の契約条項のみを除くこととしている。

2 定型条項が契約の内容となるための要件についての変更点

部会資料75B第3、1(2)では、柱書きで「相手方が異議を述べないで」契約を締結することを要件とする案を提示していた。もっとも、顧客等から定型条項を用いることについて異議を述べられた場合には、当該契約が成立することは実際上あり得ないと考えられることから、「異議を述べないで」との部分は無意味なことを規定しており、かえって異議を述べておきさえすれば拘束力を否定できるかのような誤解を生じさせるおそれもある。そこで、本文2では、この文言を削除している。

3 定型条項の内容の開示についての変更点

(1) 定型条項の内容についての事前の開示については、これを契約内容になるための要

件とするという考え方がある。しかしながら、これに対しては、例えば定型条項を掲載していたウェブページが一時的に見られない状態であったにもかかわらず、それに気づかずに契約締結をしたような場合に、たとえ相手方があえて定型条項を見ようとしていなかったとしても、それが契約内容とならなくなるといった過大な効果が生ずるという指摘がある。実際にも、定型条項の定義に照らせば、相手方は定型条項の内容をあえて見ようとしなない場合がほとんどであるといえる。そこで、ここでは、定型条項の内容の開示がどうあるべきかという問題と、それが契約内容となるかという問題とを一応切り離し、契約締結前を含めて相手方は条項準備者に対し定型条項の内容の開示を求めることができることとしつつ、その違反があったとしても直ちに契約の内容にならないこととはしないこととしている（詳細については部会資料75B第3、2の説明欄を参照。）。

- (2) 第85回会議では、特に詐欺的な消費者被害事案などでは、相手方から定型条項の内容の開示を請求されたにもかかわらず、定型条項の内容を知られないようにするために特段の問題のない内容であると誤信させる言動をとるなどして開示をあきらめさせるといった事案があり得るので、少なくともこのような悪質な事案への対応策を用意すべきであるとの指摘がされた。

そこで、本文3(2)では、開示の請求に対して相手方が定型条項の内容を認識することを妨げる目的で不正にこれに応じなかったことを要件として、定型条項が契約内容とならない旨の規律を設けることとしている。

なお、定型条項の内容の認識を妨害する目的で不正に応じなかったといえない場合であっても義務違反があれば、債務不履行責任が生じ得ることは当然である。

4 定型条項の変更

部会資料77B第3、2においては、「当該定型条項を契約の内容とした相手方が多数であり（複数の定型条項について同一の変更を行う場合にあっては、それらの定型条項に係る相手方が多数である場合を含む。）、又は不特定である場合において、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であるときに限る」こととして、変更の対象となる定型条項を契約の内容とした相手方が変更の時点においても多数又は不特定である場合に限り、定型条項の変更をすることができることとしていた。

しかし、例えば、あるサービスの需要が縮小し、契約の相手方が減少していくような場面など、当初は相手方が多数又は不特定であることを想定していた取引において、その後相手方が少数かつ特定となることは想定され得るところである。そのような場合に、一人でも変更不同意者がいると定型条項を画一的に変更することが困難になるという事態が生ずるとすれば、本来画一的なサービス提供を意図して定型条項を用いていたにも関わらず、想定外の事態が生じて妥当でない結論になるという指摘がある。

他方で、定型条項は、その定義（本文1参照）において極めて限定的なものとされている。すなわち、定型条項は、取引の客観的態様を踏まえて、相手方が変更交渉を行わず一方当事者が準備した契約条項の総体をそのまま受け入れて契約の締結に至ることが

合理的といえる場合に用いられるものに限られている。そうすると、定型条項が用いられる場面は、相手方が多数であったり、不特定であったりすることがほとんどであり、そもそも定型条項を用いた取引では、その性質上、契約締結後にも契約内容の画一性が維持される必要性が極めて高いものといえることができる。

そこで、本文6では、変更の時点において現に変更の対象となる定型条項を契約の内容とした相手方が多数、又は不特定であることまでは求めないこととしている。

ただし、変更があり得ることを当事者において契約上確定させておく意味から、定型条項において、条項準備者が定型条項の変更をすることにより、個別に相手方と合意をすることなく、契約内容を変更することができる旨が定められている必要があることは、引き続き要件とすることとしている。このような要件を設けることに伴い、この定めがない限りは定型条項を変更して契約内容を一方的に変更させることができないことになり、あえて定型条項において、定型条項の変更をしない旨の定めを置く意味がないことから、定型条項を変更しない旨の定め効力に関する規定（部会資料77B第3、2(4)参照）は設けないこととしている。なお、定型条項に、定型条項を変更することができる旨の定めがある場合であっても、別途個別の合意によってその条項の適用を排除した場合にはその合意の効力は当然認められる。

第4 贈与者の責任等

- 1 贈与者の瑕疵担保責任について、債務不履行の一般原則の適用があることを前提としつつ、民法第551条第1項の規律を次のように改めるものとするとの考え方があるが、どのように考えるか。

贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的となることが確定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

- 2 他人物贈与について

他人物贈与の贈与者の義務について、どのような規律を設けるべきか。

○中間試案第36、2「贈与者の責任（民法第551条関係）」

民法第551条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 贈与者は、次に掲げる事実について、その責任を負わないものとする。ただし、贈与者がこれらの事実を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでないものとする。

ア 贈与によって引き渡すべき目的物が存在せず、又は引き渡した目的物が当該贈与契約の趣旨に適合しないものであること。

イ 贈与者が贈与によって移転すべき権利を有さず、又は贈与者が移転した権利に当該贈与契約の趣旨に適合しない他人の権利による負担若しくは法令の制限があること。

- (2) 他人の権利を贈与の内容とした場合（権利の一部が他人に属する場合を含む。）であっても、贈与者がその権利を取得した場合には、その権利を受贈者に移転する義務を負うものとする。

(3) 上記(1)に掲げる事実があることにより、受贈者が贈与契約をした目的を達することができないときは、受贈者は、贈与契約の解除をすることができるものとする。

(4) (略)

(注) 上記(1)から(3)までについては、贈与者の履行義務並びにその不履行による損害賠償及び契約の解除に関する規律をそれぞれ一般原則に委ねるという考え方がある。

【第3ステージ：第86回会議（部会資料76B）で審議】

(説明)

1 贈与者の瑕疵担保責任について

(1) 第86回会議における審議の結果

贈与者の瑕疵担保責任について、部会資料76B第2、1においては、①「贈与者は、贈与の目的である権利又は物を契約締結の時の状態で移転し、又は引き渡す義務を負うこと」、②「贈与者が、贈与の目的である物又は権利につき、自己の財産におけるのと同じの注意をもって管理したときは、①に基づく責任を負わないこと」を推定する旨の規定を設ける旨の考え方が提示されていた。

これに対しては、贈与におけるデフォルト・ルールとして違和感はないとの指摘もあった一方で、多様に利用される贈与の瑕疵担保責任についてデフォルト・ルールを創設することができるのか、契約の解釈に委ねるべきではないかといった指摘があったほか、提案された内容は、特定物ドグマに則った法定責任説そのものが採用されているように見え、今回の改正の基本的な考え方と齟齬するようには見えなかったとの指摘があった。

また、贈与者の負うべき注意義務を善管注意義務から自己の財産と同一の注意義務に軽減し、かつ、贈与の目的の移転・引渡義務の内容としても軽減することとしていたが、これに対しては、両者を連動させるべきではないとの意見も強く主張された。

(2) 検討

贈与の瑕疵担保責任について、民法第551条第1項は贈与の無償性を考慮して贈与者の責任を軽減することとしているが、贈与一般について、この規定の趣旨が妥当しなくなっているとは必ずしもいえないように思われる。

そうすると、中間試案と同様に、民法第551条第1項の実質的な規律内容は維持するのが適当であると考えられる。

そして、その方策としては、契約に適合したものの移転等を行うことが贈与者の債務の内容となることを基本的な前提とした上で、当事者の意思に照らすと、その内容はより軽減されたものであるのが通常であると整理するのが相当であると考えられる。もっとも、上記のとおり、善管注意義務の軽減についてまでも規定しようとする、両者の関係についての議論が生ずることになる。

そこで、端的に、「贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的となることが確定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。」こと

とすることが考えられる。

贈与の目的となることが確定した時の状態とは、特定物贈与においては贈与契約の時の状態であり、種類物贈与においては目的が特定（確定）した時の状態である。

また、上記のとおり、このような規律は当事者の通常の意味に適うことが妥当性の根拠となるが、単なる任意規定とすると特定物ドグマに立脚しているとの誤解を招くおそれがあること、どのような内容で合意するかは様々であり、上記のような内容の合意がされるのが合理的であるとも考えられないことから、いわゆる任意規定（デフォルト・ルール）とせず、意思推定の規定として設けることとしている。

なお、意思推定の規定であることを踏まえ、「・・・ことを約したものと推定する」形式としている。

このような考え方について、どのように考えるか。

2 他人物贈与の贈与者の責任

他人物贈与者の贈与者の責任について、中間試案においては、贈与者は取得義務までは負わないが、その権利を取得した場合には、それを受贈者に移転する義務を負うこととされていた（中間試案第36、2(2)）。

このような規定を設けることとするのであれば、例えば、次のような規定を設けることが考えられる。

- (1) 他人の権利を贈与の目的としたときは、贈与者は、その他人の権利を取得する義務を負わない。
- (2) (1)の場合において、贈与者が他人の権利を取得したときは、贈与者の意思推定の規定を準用する。

もっとも、他人物贈与の贈与者の責任についても、取得義務を負うかどうかは契約の趣旨によって異なることが予想され、仮に、このような規定を設けるとしても、それは当然に任意規定とすることになると考えられる。

しかし、さらに、他人物の贈与者は取得義務を負わないことをデフォルト・ルールとしてよいかについては、さらに検討を要するものと思われる。すなわち、そもそも、他人物贈与の事案が取引上頻繁に行われるということもないことから、どのようなルールがデフォルト・ルールにふさわしいかは必ずしも明白であるとはいえないと思われる（なお、他人物贈与を有効とした最判昭和44年1月31日判時552号50頁は、むしろ贈与者に取得義務があるものと認定している。）。

以上を踏まえると、他人物贈与者の責任について、デフォルト・ルールを設けないとすることも考えられる。

どのように考えるか。

第5 雇用

1 期間の定めのある雇用の解除（民法第626条関係）

民法第626条の規律を次のように改めるものとすることが考えられるが、

どうか。

- (1) 雇用の期間が5年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、5年を経過した後、いつでも契約を解除することができる。
- (2) (1)により契約の解除をしようとするときは、使用者は3箇月前に、労働者は2週間前にその予告をしなければならない。

○中間試案第42、2「期間の定めのある雇用の解除（民法第626条関係）」
民法第626条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 期間の定めのある雇用において、5年を超える期間を定めたときは、当事者の一方は、5年を経過した後、いつでも契約を解除することができるものとする。
- (2) 上記(1)により契約の解除をしようとするときは、2週間前にその予告をしなければならないものとする。

【第3ステージ：第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第1、2「期間の定めのある雇用の解除（民法第626条関係）」
民法第626条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 雇用の期間が5年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、5年を経過した後、いつでも契約を解除することができる。
- (2) 上記(1)により契約の解除をしようとするときは、2週間前にその予告をしなければならない。

(説明)

部会資料73A第1、2(2)では、期間の定めのある雇用について、民法第626条第2項が定める解除の予告期間を3か月から2週間に改めるという案を提示していた。しかしながら、この考え方を採った場合には、労働者からの解除の予告期間だけでなく、労働基準法の適用がない雇用契約における使用者からの解除の予告期間も現状よりも短期化することになる。今回の改正の主な趣旨が、労働者からの解除の予告期間を短縮し、辞職の自由を保護する点にあることからすれば、使用者からの解除の予告期間を短期化する必要はないとも考えられる。そこで、使用者からの解除の予告期間については現状を維持することが考えられるが、このような考え方について、どのように考えるか。

2 期間の定めのない雇用の解約の申入れ（民法第627条関係）

民法第627条第2項及び第3項の規律を次のように改めるものとすることが考えられるが、どうか。

- (1) 期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。
- (2) 6箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、(1)の解約の申入れは、

3箇月前にしなければならない。

○中間試案第42、3「期間の定めのない雇用の解約の申入れ（民法第627条関係）」
民法第627条第2項及び第3項を削除するものとする。

【第3ステージ：第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第1、3「期間の定めのない雇用の解約の申入れ（民法第627条関係）」
民法第627条第2項及び第3項を削除するものとする。

（説明）

部会資料73A第1、3では、期間の定めのない雇用の解約申入れの期間について、民法第627条第2項及び第3項を削除することとしていた。しかしながら、この考え方を採った場合には、労働者からの解約申入れについては同条第1項が適用され、使用者からの解約申入れについては、労働基準法の適用がある雇用契約には同法第20条が、労働基準法の適用がない雇用契約には民法第627条第1項が適用されることになると考えられる。上記1の説明部分で述べたのと同様の理由から、使用者からの解約申入れの期間を短期化する必要はないとも考えられる。そこで、労働者からの解約申入れの期間についてのみ改正を行い、使用者からの解約申入れの期間については現状を維持するという考え方について、どのように考えるか。